

# 平成30年度予算見積調書

課室名：学事課  
 担当名：高等学校担当  
 内線：2563

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B17	私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助		一般会計	教育費	私立学校費	私立学校等振興費	私立学校父母負担軽減事業補助	
事業期間	平成23年度～	根拠法令	被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱			宣言項目	06 次代を担う人財育成	
					分野施策	030623 私学教育の振興		
1 事業の概要			5 事業説明					
東日本大震災及び熊本地震により就学等が困難となった生徒等の授業料等を減免した私立学校等に対し、補助を実施する。 (1) 私立幼稚園等被災幼児保育料等減免事業補助 5,857千円 (2) 私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助 15,924千円 (3) 私立専修・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助 3,421千円			(1) 事業内容・事業計画 ア 私立幼稚園等被災幼児保育料等減免事業補助(補助対象見込 23人) 県内の私立幼稚園等に通園する被災園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園等が行う保育料軽減事業に対して経費を補助する。軽減された保育料、入園料、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 イ 私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助(補助対象見込 26人) 県内の私立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在学する被災児童生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため、学校法人が行う授業料等軽減事業に対して経費を補助する。軽減された授業料、入学金、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 ウ 私立専修・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助(補助対象見込 11人) 県内の私立専修学校、各種学校に在学する被災児童生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため、学校が行う授業料等軽減事業に対して経費を補助する。 (ア) 専修学校高等課程 軽減された授業料、入学金、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 (イ) 専修学校(専門課程及び一般課程)及び各種学校 軽減された授業料、入学金、施設整備費等の2/3を補助対象経費とする。(1/3は学校負担)					
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業効果					
<幼稚園等、小・中・高等学校、特別支援学校>東日本大震災(国10/10)熊本地震(国2/3、県1/3) <専修・各種学校>東日本大震災(国2/3、県0)学校1/3 熊本地震(国4/9、県2/9)学校1/3			平成28年度実績 幼稚園等 …30名に対し、総額 3,886千円の補助を実施 小中高等学校 …26名に対し、総額 9,448千円の補助を実施 専修・各種学校… 8名に対し、総額 1,859千円の補助を実施					
3 地方財政措置の状況			(3) 変更点					
<熊本地震分> 特別交付税に関する省令第十四条により、要した経費に0.8を乗じた額を3月交付分に加える			熊本地震により就学が困難となった生徒等に対する補助を新設した。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	25,202	国庫支出金					441	△5,497
前年額	30,699						0	